

## PG03 サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者とはII（シンポジウム）

PG02 におけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割についての講義を受け、さらに理解を深めるためのシンポジウムである。

講義では法令等に基づき、あるべき姿についての再確認を行った。本シンポジウムでは、実践報告を含むシンポジウムを行うことで、よりその実態に近い、リアリティをもった「サビ児管」像を形成してもらうことがねらいである。

### 【パネリスト】

かがわ総合リハビリテーション成人支援施設  
施設長 小島 正平

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会  
大阪市職業リハビリテーションセンター  
所長 酒井 京子

品川区立品川児童学園  
施設長 光真坊 浩史

### 【助言者】

和洋女子大学家政学部家政福祉学科  
准教授 高木 憲司

### 【コーディネーター】

社会福祉法人本庄ひまわり福祉会  
総合施設長 本名 靖  
(東洋大学人間科学総合研究所研究員)

# 「うちのサビ管たち」

かがわ総合リハビリテーション成人支援施設 小島正平

## うちのサビ管たち

### 障害者支援施設の事業

#### ○日中活動

- ・自立訓練(機能訓練)...定員36人
- ・自立訓練(生活訓練)...定員20人
- ・就労移行支援...定員24 日中定員計80人

#### ○施設入所支援...定員40人

#### ○その他の事業...就労定着支援、短期入所、日中一時支援

### 現場の職員

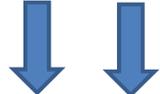
- ・支援スタッフ数...34人
- ・サビ管 3人  
統括サビ管、自立訓練担当サビ管、就労訓練担当サビ管

事業所内では

法人の長



施設長



**うちのサビ管たち**

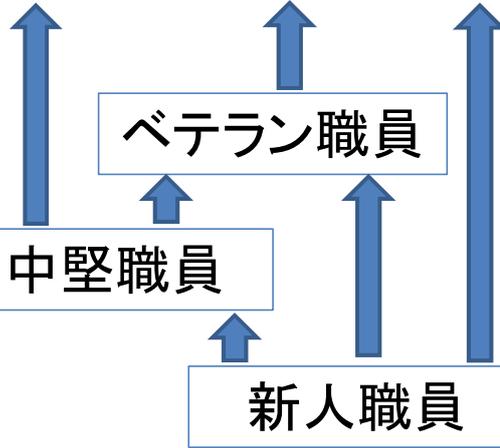
施設医



ベテラン職員

中堅職員

新人職員



事業所内では

法人の長



施設長



**うちのサビ管たち**

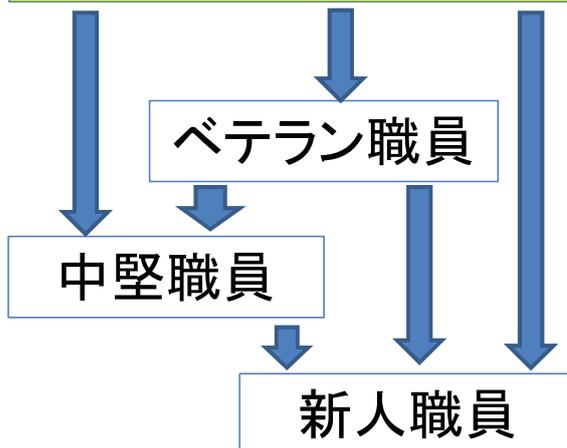
施設医



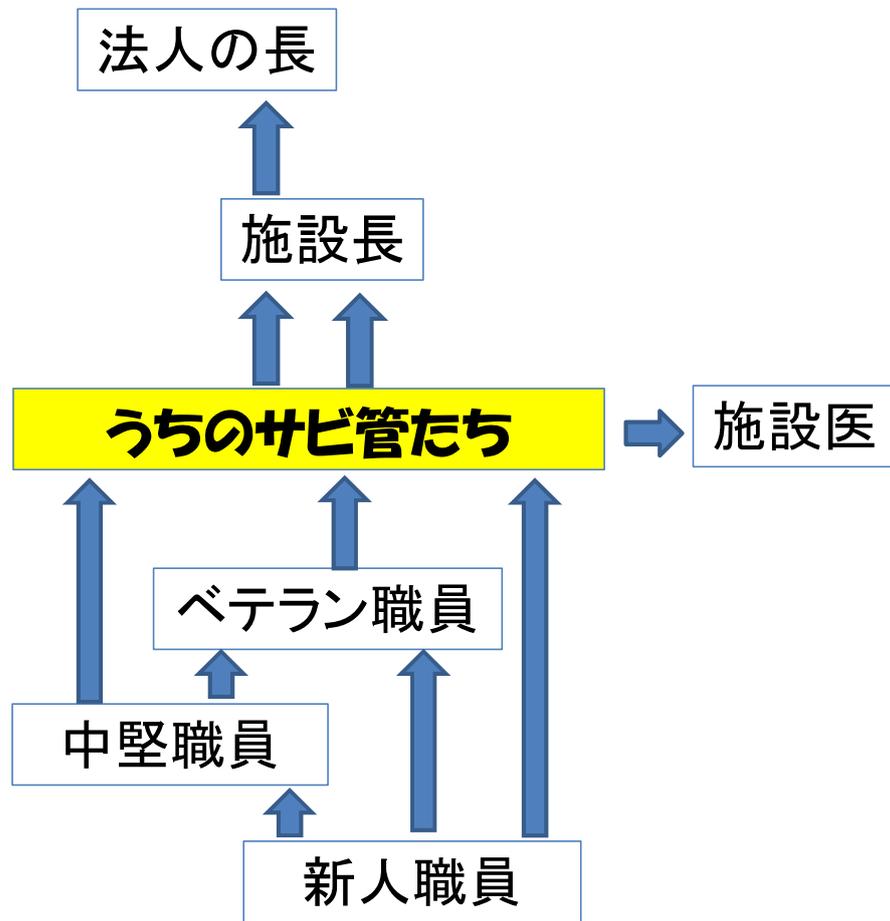
ベテラン職員

中堅職員

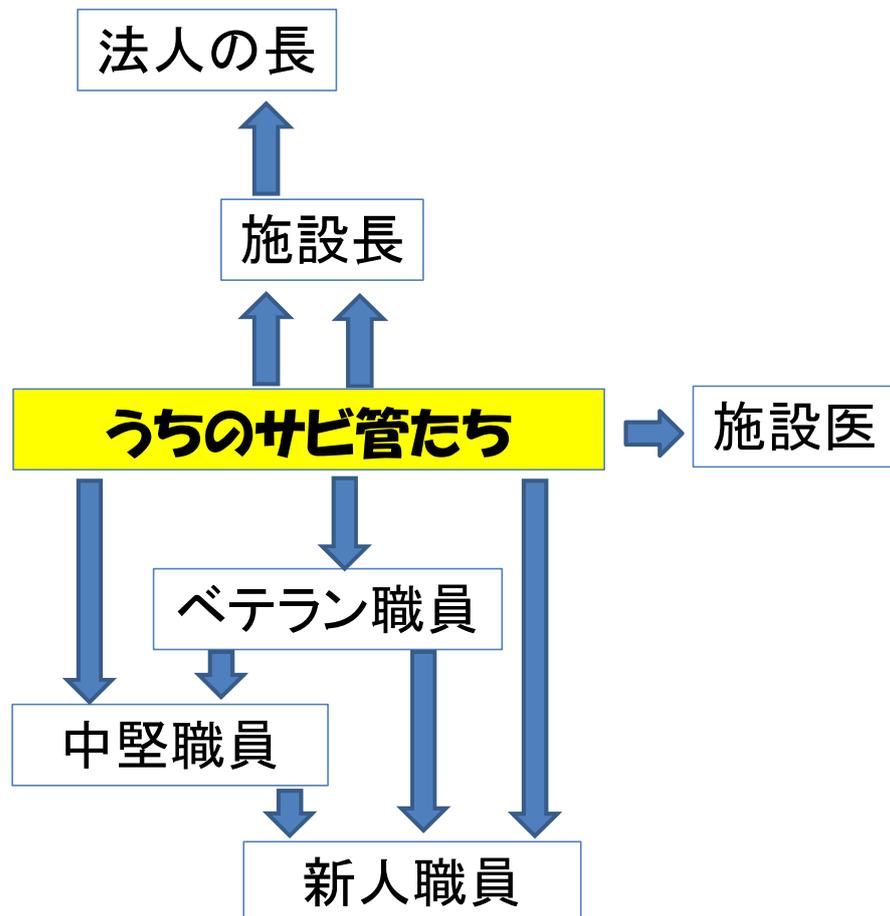
新人職員



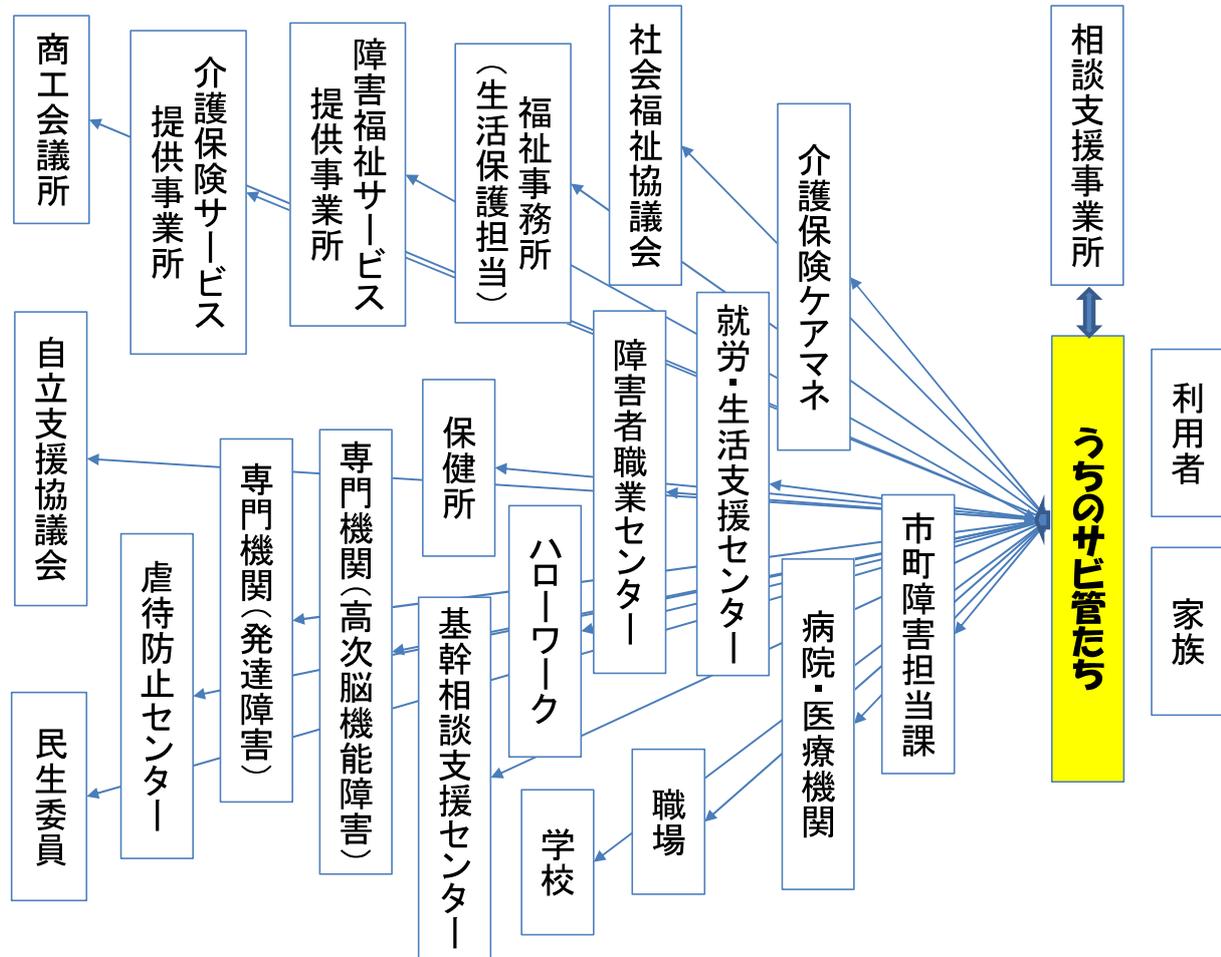
事業所内では



事業所内では



## 事業所外では



## うちのサビ管たち 何やってるの？

...ざっと書き出してみました！

相談支援事業所との利用調整・同行訪問(病院) 施設見学対応 利用者面接  
 家族面接 契約説明・手続き 病院等への訪問・PR 個別支援会議企画・進行 モニタリングの実施・管理 利用者家族との調整 スーパービジョンの実施 グループスーパービジョンの進行 本人・家族への周知・周知文作成 指定市への申請・報告 更生相談所への報告 職員の相談対応、県への事故報告・実績報告 トラブルの調整 病院等との連絡会 外部会議等での施設の理解啓発 企業担当者との連絡調整 職場見学・施設見学の調整・同行 職場実習・施設実習の調整・同行 退所者のフォロー ツール作成・作成指導 運営会議への参加 経営会議への参加 外部会議への参加 自立支援協議会への参画 家族懇談会の実施 支援内容の検討・修正 受け入れ検討会の実施 医師との相談 施設長・管理者との相談 職員研修の企画・運営 プログラムの見直し 支援体制の検討・再編 職員にビジョンを伝える 備品・施設整備要求の取りまとめ 監査資料作成・対応 勤務表の作成 職員のキャリア計画の作成 ケース担当決め 研究発表の指導 自らも外部の研修会で発表 職員採用面接への参加 病休復帰職員への定期面接 職員の人事考課 施設目標の提案と職員への周知 利用者に関する記録と記録の管理 職員の記載する記録・提出物のチェック・指導 定期的な職員の面接 個別支援計画の作成・管理 利用者の支援・進捗の管理 利用者の緊急時の対応 統計の作成・整理 不慮にスタッフが不在となった時の調整・代行 サビ管会議・サビ管ミーティングの運営 支援調整会の運営 相談支援事業所との情報交換・支援調整 事前アセスメントの実施 重要事項説明書等の改訂 市町への支援状況の報告 勤務状況の確認 必要とされる支援の検討 支援ネットワークの形成 利用実績・利用見込みのとりまとめ 目標利用人数の設定とPR計画の策定・実施 新型コロナ対策

## うちのサビ管たち 何やってるの？ 整理してみると！

### 利用調整に関する事

相談支援事業所との利用調整・同行訪問(病院) 施設見学対応 契約説明・手続き受け入れ検討会の実施 医師への相談 ケース担当決め 事前アセスメントの実施

### 利用者・家族への支援に関する事

利用者面接 家族面接 利用者家族との調整 モニタリングの実施・管理 退所者のフォロー 家族懇談会の実施 トラブルの調整 利用者に関する記録と記録の管理 個別支援計画の作成・管理 利用者の支援・進捗の管理 利用者の緊急時の対応 企業担当者との連絡調整 職場見学・施設見学の調整・同行 職場実習・施設実習の調整・同行 本人・家族への周知・周知文作成 相談支援事業所との情報交換・支援調整 医師との相談 新型コロナ対策

### 利用者支援に関する会議の企画・運営

個別支援会議企画・進行 サビ管会議・サビ管ミーティングの運営 支援調整会の運営

## 相談支援事業所との連携の中で

## うちのサビ管たち 何やってるの？ 整理してみると！

### サービスの管理・質の向上

支援内容の検討・修正 プログラムの見直し 支援体制の検討・再編 施設目標の提案と職員への周知 施設長・管理者との相談 ツール作成・作成指導 統計の作成・整理

### 職員の育成

職員の相談対応 スーパービジョンの実施 グループスーパービジョンの進行 定期的な職員の面接 職員研修の企画・運営 職員にビジョンを伝える 研究発表の指導 自らも外部の研修会で発表 職員のキャリア計画の作成

### 職員の管理

職員採用面接への参加 勤務状況の確認 病休復帰職員への定期面接 職員の人事考課 職員の記載する記録・提出物のチェック・指導 勤務表の作成 不慮にスタッフが不在となった時の調整・代行 新型コロナ対策

# うちのサビ管たち 何やってるの？ 整理してみると！

## 施設経営への関与・利用促進

病院等への訪問・PR 病院等との連絡会 外部会議での施設の理解啓発  
外部会議への参加 運営会議への参加 経営会議への参加 利用実績・利用  
見込みのとりまとめ 目標利用人数の設定とPR計画の策定・実施

## 施設の維持・管理

備品・施設整備要求のとりまとめ 重要事項説明書等の改訂 統計の作成・整理 新型  
コロナ対策

## 行政機関への報告等

指定市への申請・報告 市町への支援状況の報告 更生相談所への報告  
県への事故報告・実績報告 監査資料作成・対応

## 地域課題への対応

自立支援協議会への参画 必要とされる支援の検討 支援ネットワークの形成

## 例えば…「サビ管会議」で話し合っていること

### ○サビ管会議(毎月1回 施設長1、科長1 サビ管3)

- ・利用者支援の状況
- ・利用開始・終了状況
- ・利用者の個別状況
- ・職員の状況
- ・個別支援計画等の進捗状況
- ・プログラムの実施状況
- ・その他(地域課題に関する事、コロナ対策等)

### ○サビ管ミーティング(毎日)

- ・利用者支援の進捗状況の確認

# こんなことがありました(その1)

～早期に家庭復帰し復職することを希望する重度障害のある利用者への対応～

若手職員が、初めて経験する障害をもった利用者の担当職員となったものの、支援がうまくできず、利用者からの不信感が深まりクレームとなった事例

- サビ管としては、学びの場となることを期待し、若手職員を担当職員として起用した。
- 利用者は、早期に家庭復帰し復職しようと思いついていた。また、自分にも専門的知識がある中で、相当の支援が提供されることを期待していた。
- 担当職員は、他の職員やサビ管に相談しながら支援していったものの、次々と起きる課題や利用者からの要求に対して、余裕のない状態となった。
- 支援チームも、対応方法について様々な意見を出すものの、なかなか統一が図れず、まちまちな対応となった。
- 利用者の不満が噴出した。
- それぞれの職員にも不満がつのった。そのうちに利用者に対する非難感情がうまれてきた。

## うちのサビ管たちが思ったこと

### ○担当職員の関わりについて

- その利用者への支援に多くの時間を割いていた
- 利用者の話をよく聞いていた
- 必要な支援を考え、積極的にアプローチしていた
- サビ管や他の職員にも相談していた
- 余裕のない中で、とてもよく頑張っていた

### 感じたこと

- 利用者に求められていることに答えを出さなければという思いが、いつのまにか、自分を追い立て、支援者主導で支援を進めて行くことになっていかなかったのだろうか
- 利用者の置かれている状況や背景を、共感をもって理解できていたのだろうか
- 利用者の話しの奥の思いにチャンネルを合わせて傾聴できていたのだろうか
- 本人の「心の糧」を理解し、実現させたいとの思いで寄り添っていたのだろうか

### 必要と感じたこと

- 対人援助の基本をしっかりと伝えなければいけない(利用者中心、伴走支援、傾聴、心の糧の理解、ストレングス支援、等)
- 職員の気持ちにも寄り添いながら、利用者理解を深めていけるようスーパービジョンしていかなければいけない

## うちのサビ管たちが思ったこと

### ○支援チームのかかわりについて

- ・支援の方法について、何度も話し合いを重ねていた
- ・確認事項がどんどん更新されるため、文章にしていた
- ・協力して利用者に対応していた

### 感じたこと

- ・話し合いがまとまらなくとも、とりあえずの支援方針を出そうとしていたのだろうか
- ・利用者を、無理を言う人として捉えるような雰囲気できてしまっていたのでは
- ・確認事項は、皆が共有しやすい状態であったのだろうか

### 必要と感じたこと

- ・支援がうまくいかないの利用者の問題としない雰囲気づくり  
...職員も大変、いらいらするときもある。でも、そもそも様々な課題を抱えている  
利用者に支援するのが私たちの仕事だという、プロ意識を醸成しなければ...
- ・意見がまとまらなくても、とりあえずの方針を立てようとするチームづくり
- ・チーム自らで課題を分析し解決して行けるチーム力の育成

## うちのサビ管たちが思ったこと

### ○サビ管のかかわりについて

- ・利用者の不満を聞き、相談に応じていた、利用者の不満の原因も理解していた
- ・常に担当職員からの相談に応じ指導していた
- ・あまり経験のない障害についての研修を実施していた

### 感じたこと

- ・サビ管同士で、利用者の支援状況についてよく話し合い共有していなかったかも
- ・若手職員の起用後のフォローの仕方について十分に話し合っていなかったかも
- ・職員へのフォローになっていたのだろうか
- ・職員が必要なことをちゃんと理解できるような研修になっていたのだろうか
- ・利用者支援に対するサビ管の思いを、職員にちゃんと届けられていたのだろうか

### 必要と感じたこと

- ・もっと現場の様子を敏感に捉える
- ・サビ管同士のもっと密な連携
- ・ベースとなる知識や技術を、職員にきちんと伝えられるような適切な環境づくり
- ・サビ管が若手支援員と一緒にあって、共に支援に取り組みながら育てる姿勢
- ・支援ということ、大切さと意義について、職員にメッセージを発信する

## うちのサビ管たちがしたこと

- ①利用者、職員の話をよく聞き、何に課題があったか事実関係を整理した
- ②利用者に対して
  - ・更に傾聴し、誤った対応について本人に謝罪、施設長による面接も相談した
  - ・ケース担当をベテランの職員に交代し、支援を再整理した
- ③職員に対して
  - ・担当を交代した若手職員と継続的にスーパービジョンを実施し、共に利用者へのかかわりを振り返る中で、対人援助の基本について伝えていった
  - ・支援チームに対してグループスーパービジョンを重ね、チームが課題点を見つけ解決方法を導き出せるようにした
  - ・対人援助の価値、心構えについて施設長に講義してもらった
  - ・障害に応じた支援についての職員の理解程度について確認し、研修の実施を企画実施した
- ④サビ管たちの中で
  - ・サビ管による職員へのフォロー体制について再検討した
  - ・職員と一緒に取り組み、考えることによる指導を確認した
  - ・若手職員が本事例を糧に成長できるよう、育成方法について話し合った

**職員を育てる、チームを育てる、職員の気づきと学びの環境をつくる  
職員に寄り添う、職員の道しるべとなる...がサビ管の役割**

## こんなことがありました(その2)

～緊急時の短期入所受け入れ態勢づくりの相談～

基幹相談支援センターより、

「〇〇市内の、短期入所契約をしていない障害者の、緊急時の受け入れ体制を整備したい」と相談があり、サビ管が検討会に参加

### サビ管のしたこと

- ①施設長に、当施設が緊急時の体制整備の一役を担う必要があることを相談した
- ②サビ管会、運営会議にて、当施設で可能な受け入れ方法等を話し合った
- ③基幹センターとの検討会で、可能な受け入れ方法等を提案、協議した結果、緊急時の受け入れ体制が整った

**サビ管は、地域の関係者と共に、社会資源を開発する、地域の体制づくりを考える等の、地域課題に対応する役割がある**

※都道府県研修の講師の役割を担うことも、サビ管の役割

# うちのサビ管たち は 施設の要、地域の要

でもスーパーマンじゃないから、サビ管自身も周りに相談できる環境を作ることが大事。それから、何より、心と体の健康が大切  
頼みましょう！休みましょう！

# サビ児管の役割

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

大阪市職業リハビリテーションセンター

酒井 京子

## 日常のひとこま

(就労移行支援事業所サビ管の例)

## いつでも、どこでも働く場を探しています

コンビニで買い物をしても「ここは〇〇さんの実習場所に向いているかも」とか、「この作業は××さんにできそうだな」という目で見えています。彼ら・彼女らの活躍の場は社会のなかの至る所に存在しています。それらを見つけ出し、つないでいくのも私たちの役割のひとつです。

3

## 良い支援をし続けるために研修も工夫します

福祉の現場においては、スタッフの資質によってサービスの質が大きく左右されます。現場でみんなが同じ方向を向いて支援をするために、職員研修は必要不可欠です。ともすれば日常の処遇の忙しさに追われ、理念の確認や新しい支援方法の習得は後回しになりがちですが、だからこそ定例的に研修を行えるよう仕組みをきっちりと位置付けています。自分たちの現場での実践をレポートや論文の形でまとめる作業を通じて、振り返りや確認を行い、それをまた次の実践へとフィードバックするという循環を繰り返すなかで良い支援が継続されるのだと思います。

4

## 時にはスタッフの背中を押します

就労系サービスでは、働くことを通じて社会に参加することを応援するのが仕事です。時には本人の思いとは別に、「そんなに苦労させなくても・・・」と保護者の反対に遭い、保護者と闘わなければいけないこともあります。また、利用者主体とはいえ、利用者の思いのままに進むことを阻まなければいけないこともあります。スタッフが迷い始めたときに、「いいよ。あなたの支援は間違っていないよ」と背中を押す人がいると自信をもって支援にあたることができます。

5

## やはり、適材適所が基本です

仕事をする以上は、誰もがやりがいや充実感を感じながら仕事をしたいですね。そのためにも職員ひとりひとりの持ち味や個性をじっくりと見て、能力を最大限に発揮できるような仕事の割り振りをします。必要であれば配置換えも行います。職員が元気で前を向きながら仕事をするのが良いサービスが提供できる基本。朝一番、事務所に入ってくる時の顔や朝礼の時の声の調子で元気がないなど感じたら、その部署の責任者やあるいは本人にそれとなく聞いてみたりします。このことは職員だけでなく、利用者への対応も同じことがいえます。

6

## 地域と積極的に関わります

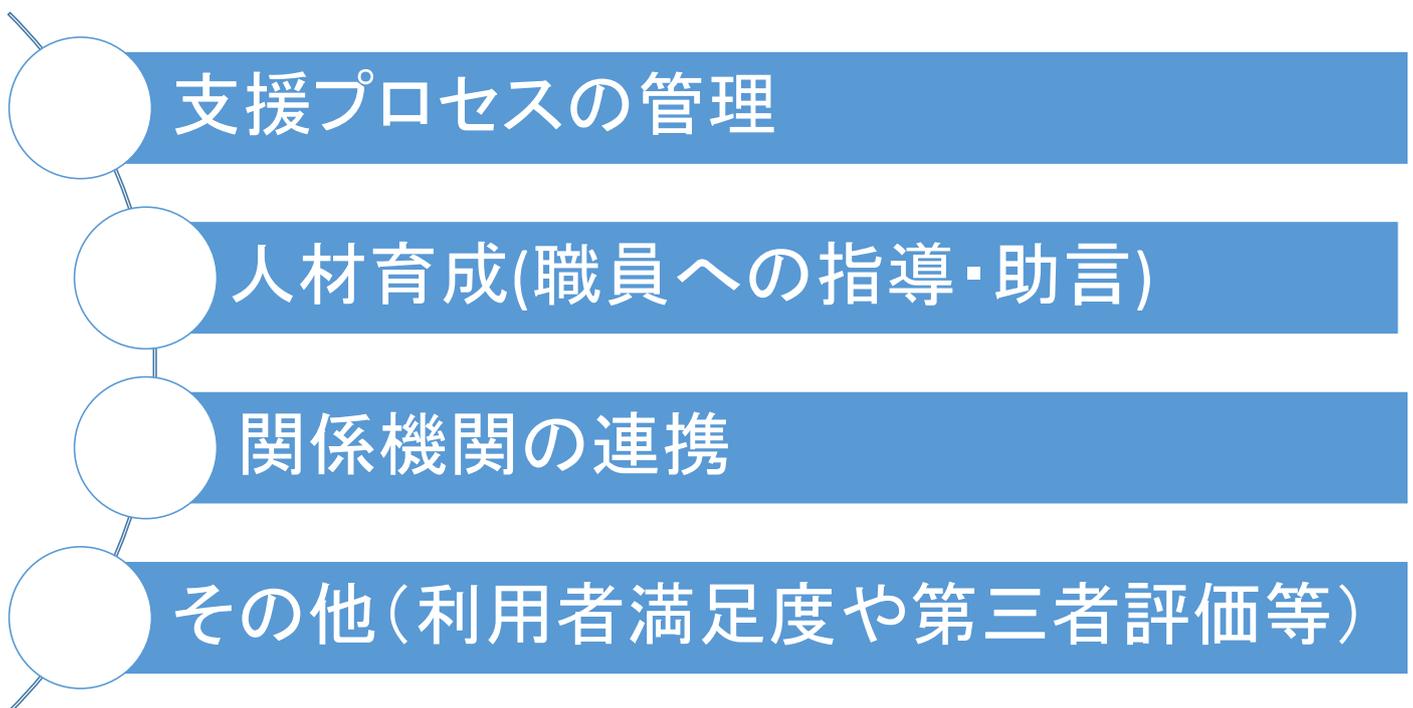
地域の会議への出席やそこで行われる行事、例えば清掃活動なども大事です。私たちは地域の一員として地域の中の役割を果たします。

利用者と一緒に役割を果たすことにより、私たちも利用者も地域の一員であることを実感します。

もちろん地域の他の福祉サービスとの関わりの要にもなり、一緒に地域づくりをしていきます。利用者個人や家族や事業所の課題を地域で共有する努力をし、本当の意味での外部との連携ネットワークをつくります。

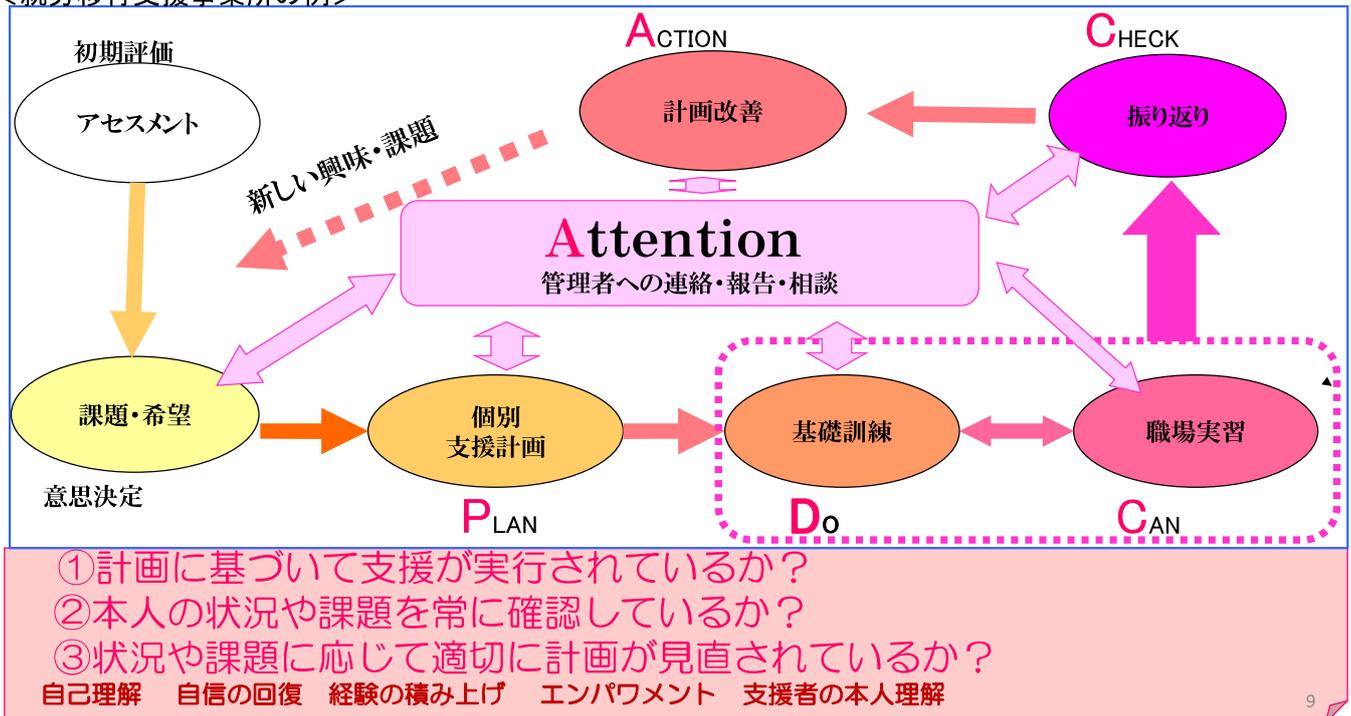
7

## サビ見管の役割



# 支援プロセスの管理

<就労移行支援事業所の例>

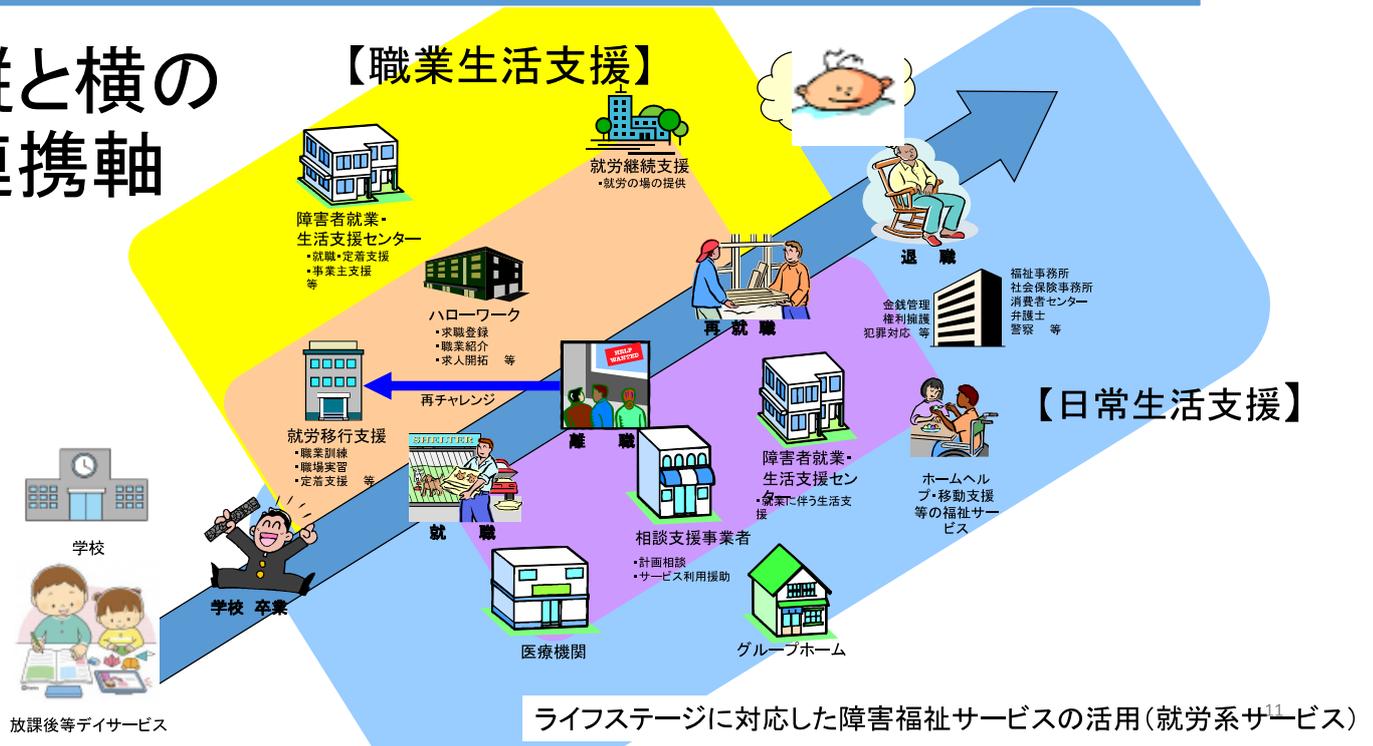


## 人材育成(職員への指導・助言)

- ①日常の支援の中でのスーパーバイズ
- ②サビ見管が支援するよりも、担当職員が支援できるようアドバイス
- ③ケース会議での支援の見立ての共有  
支援がうまくいかなかった事例、困難事例の深掘りも
- ④内部研修、外部研修の機会
- ⑤他のサービスとの連携、合同支援会議の開催等
- ⑥外部のネットワークをサビ管だけのものにせず、担当職員につないでいく

# 関係機関の連携

## 縦と横の 連携軸



# 関係機関の連携

## ①縦と横の連携軸

## ②本人を中心とした連携軸(サービス担当者会議等)と 地域を中心とした連携軸(協議会等)

- ・多様な支援制度や組織の融合・・・(組織の寄せ集めではなく)
- ・相互の情報提供と調整機能(失敗を共有)
- ・適度なリーダーシップと抱擁力
- ・研修会を契機としてキャッチボールができる関係の構築
- ・連携は壊れやすいことを前提に

# サービス管理責任者として大切にしたいこと

支援とは、人による支え

エンパワーメント、可能性を最大限に引き出す支援  
本人が中心 → だからこそ連携

利用する人の願いや暮らしに寄り添うと同時に、  
その声を社会に伝えていくこと

「今よりも、更によりよい暮らしや生き方を望む」  
そんな人としての思いを共有し支援することです

# 児童発達支援管理責任者とは (サビ管との「違い」から役割を明確にする)

品川区立品川児童学園  
光真坊 浩史

## 発言の主旨

- 1 決して、児童発達支援管理責任者養成を、この研修から外して欲しいわけではありません
- 2 決して、児童発達支援管理責任者は、サービス管理責任者とは別物であると言っているわけではありません
- 3 「違い」を知った上で、児童発達支援管理責任者業務を担っていただきたいと思っています

# 児発管とサビ管との「違い」

- 1 根拠法令の「違い」
- 2 提供内容の位置づけの「違い」
- 3 責務の「違い」
- 4 当事者性の「違い」
- 5 支援形態による手続きの「違い」
- 6 相談支援の「違い」
- 7 支援対象の「違い」
- 8 ガイドラインの「違い」(有無)
- 9 ライフステージの「違い」

2

## 1 根拠法令の「違い」

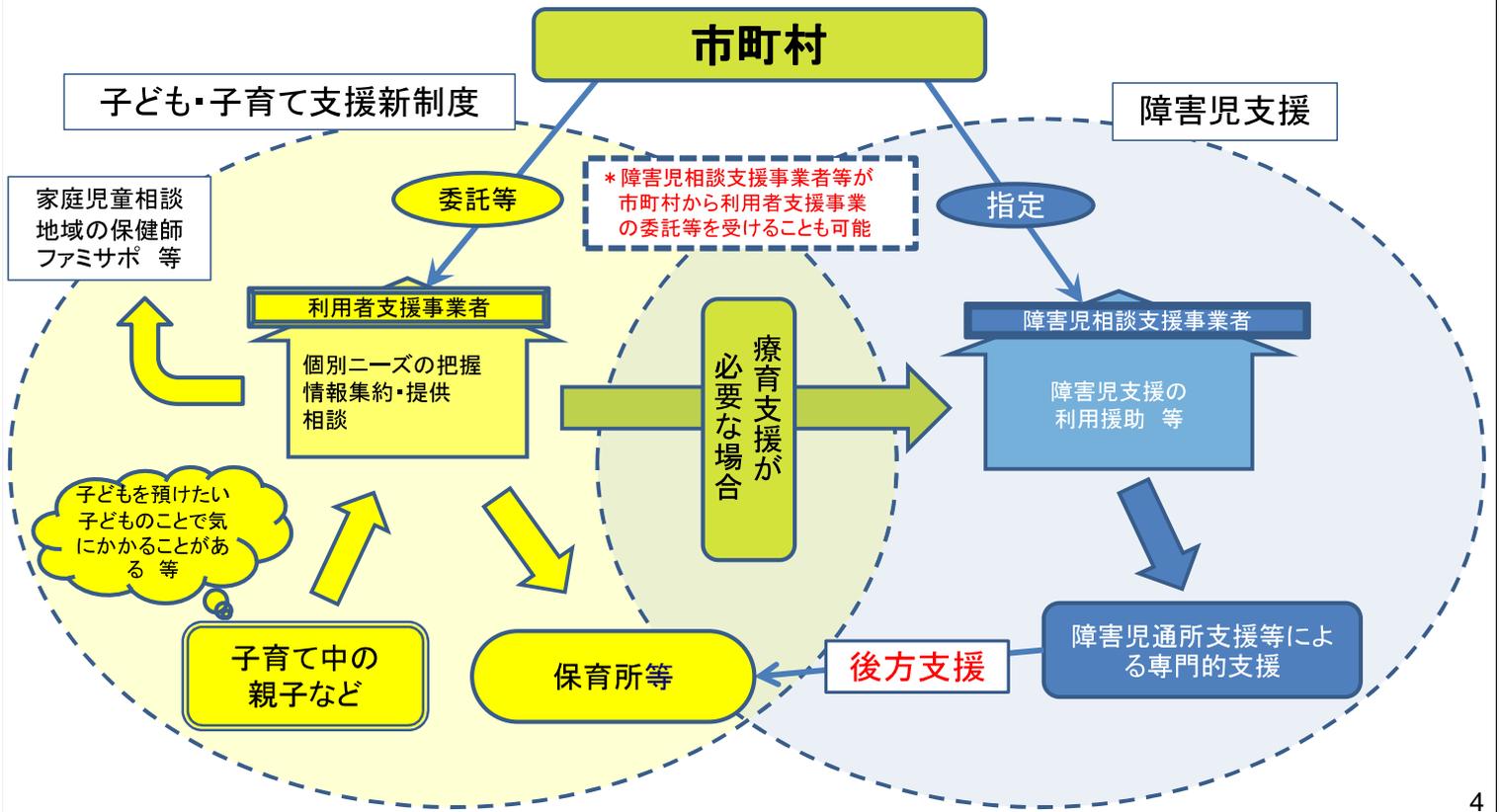
◎児童は、その事業内容により、「児童福祉法」と「障害者総合支援法」の2つの法律で規定されている。

⇒「障害のある子ども」だけでなく、「子ども」としての権利を理解し、子ども一般施策と乖離することなく事業展開することが重要！

	事業内容	根拠法令
子ども	子ども固有の事業 (通所支援(訪問支援含む)、 入所支援、相談支援)	<b>児童福祉法</b> (子供の権利を護り、保護者の 責務を明確にし、子どもの最 善の利益を優先。発達の保障、 養護、健全育成等の視点)
	者と共通の事業 (訪問系、短期入所、地域生 活支援事業等)	<b>障害者総合支援法</b>
大人	者固有の事業	

3

# 障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(イメージ)



## 2 提供内容の位置づけの「違い」

◎総合支援法の事業は、「(障害福祉)サービス」  
 児童福祉法の事業は、「(発達)支援」

※ 利用契約手続きは「サービス」だが、規定上は「支援」が用いられていることから、発達支援・育成支援的意味合いが強い

	位置づけ	事業内容	根拠法令
子ども	<b>支援</b> (発達支援) (育成支援) <措置と近接>	子ども固有の事業	児童福祉法
	<b>サービス</b> (障害福祉サービス)	者と共通の事業	者固有の事業
大人			

# 3 児発管の責務規定の「違い」

◎指定基準上の児発管とサビ管の責務規定の書きぶりが異なっている。

※ サビ管には、「関係機関連携」と「自立援助」が規定され、「相談及び援助」が事業者の責務になっている。

児発管には、「相談及び援助」が明記され、「関係機関連携」が事業者責務になっている。

⇒ 基本的には、「同じ」である。

⇒ 「相談及び援助」が児発管の責務に入っていることで、障害児相談支援の「基本相談」部分を担っているとさえなくもない

児童発達支援指定基準第29条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対しその相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

6

## サービス管理責任者等の業務内容(指定基準)

### ① 個別支援計画の作成に関する業務

- ・利用者に対するアセスメント
- ・利用者との面接(趣旨説明と理解)
- ・個別支援計画の原案の作成(その他のサービス含む)
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・利用者及び家族への個別支援計画の説明と文書同意
- ・利用者への個別支援計画の交付
- ・個別支援計画のモニタリング(6か月に1回以上)
- ・継続的な利用者・家族への連絡とモニタリング結果記録
- ・個別支援計画の変更(修正)

### ② 利用者及び利用に関する関係機関との連絡調整

### ③ 自立生活が可能と認められる利用者への必要な援助

### ④ サービス提供職員に対する技術的な指導と助言

◎相談及び援助(事業者としての責務として規定)

# 児童発達支援管理責任者等の業務内容(指定基準)

## ① 個別支援計画の作成に関する業務

- ・障害児及び保護者に対するアセスメント
- ・保護者及び障害児との面接(趣旨説明と理解)
- ・個別支援計画の原案の作成(その他のサービス含む)
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の説明と文書同意
- ・保護者及び障害児への個別支援計画の交付
- ・個別支援計画のモニタリング(6か月に1回以上)
- ・継続的な保護者への連絡とモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更(修正)

## ② 相談及び援助

## ③ 従業者に対する技術指導と助言

◎関係機関との連携調整(事業者としての責務として規定)

## 4 当事者性の「違い」

◎児童は、給付申請者は「保護者」となっている。

一方、大人は、「本人」(障害当事者)となっている。

※ 児発管は、給付申請者である「保護者」の意向を中心に聞いていくことになる。子どもであるが故に保護者のニーズが前面に出やすい。

※ 指定基準では、ニーズ調査や個別支援計画の説明・同意等は「給付決定保護者及び障害児」に対して行うこととなっている。

⇒ 小さい頃から「子ども」を「主体者」として扱っていくことが重要(支援計画の説明、活動等の決定過程への参画、支援会議への参加等)

⇒ 大人は「意思決定支援」、子どもは「自由な意見表明の支援」(子どもの権利条約:意見表明権の保障)

	申請者	事業内容	根拠法令
子ども	保護者	子ども固有の事業	児童福祉法
		者と共通の事業	障害者総合支援法
大人	ご本人	者固有の事業	

## 5 支援形態による手続きの「違い」

◎総合支援法は、市区町村が実施主体。

児童福祉法は、通所と入所で手続きが異なる。

※「通所」は、大人と同じ市区町村が窓口で、相談支援も義務。

「入所」は、社会的養護と同じ児童相談所が窓口で、相談支援は対象外。措置も多く、その場合は児相の「自立支援計画」が作成される

	事業区分	手続き		根拠法令
子ども	通所支援	市区町村	障害児相談	児童福祉法
	入所支援	都道府県 政令市等 児童相談所	(児童相談所) ※相談支援なし	
大人	居宅	市区町村	計画相談	障害者総合支援法
	通所・入所			

## 6 相談支援の在り方の「違い」

◎児童は、通所支援利用の場合には、「障害児相談支援」による「障害児通所支援利用計画」を作成

※ まだまだ「セルフプラン」が多く、また現実的に計画が作成されていない自治体も。そのため、支援の総合的な方針がなかったり、アセスメントも保護者の意向が中心になっていることが多い等、子どもの発達や特性等の評価が不十分であることも少なくない。

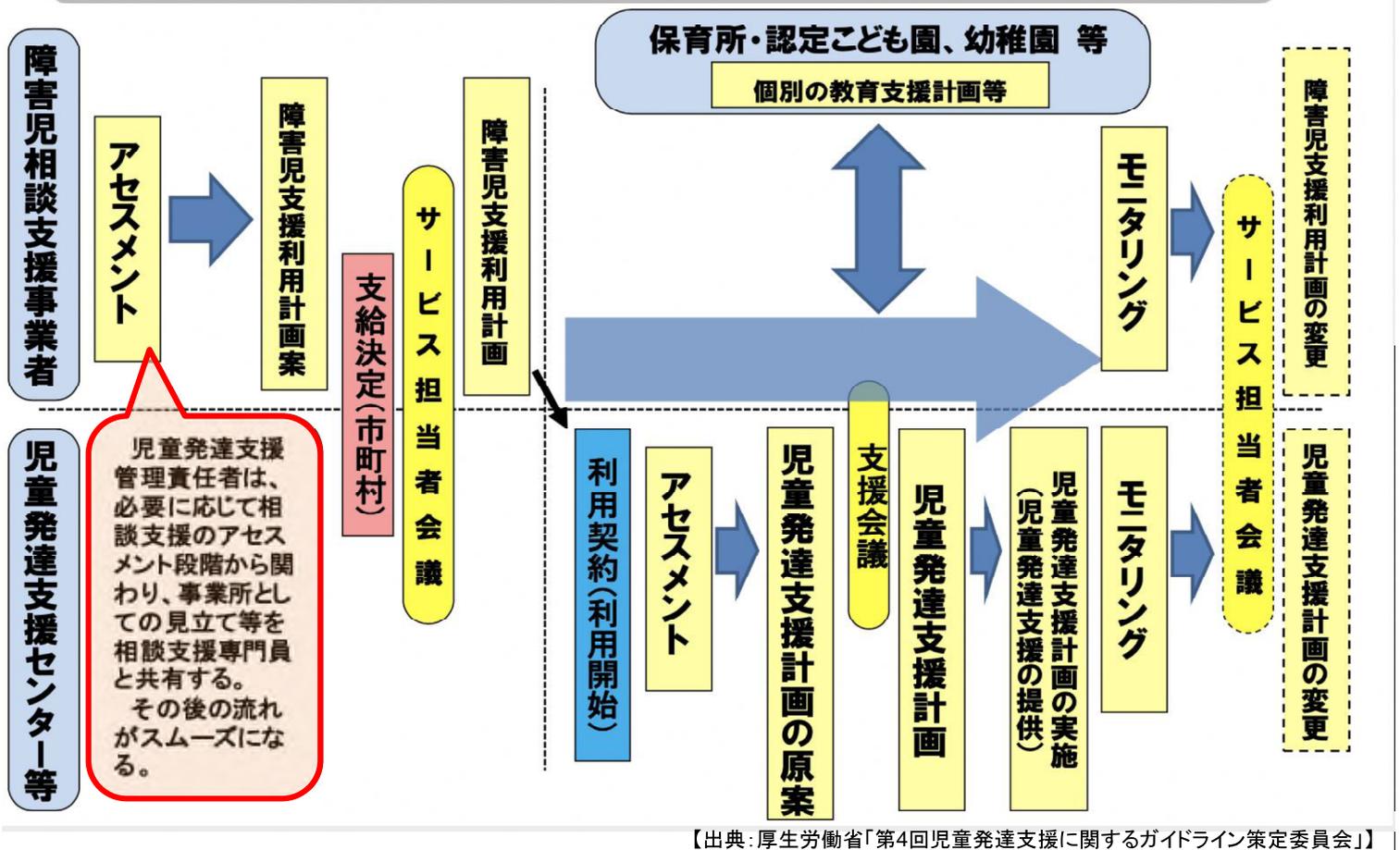
⇒ 「相談支援」と早めにつながり、アセスメントを協働・分担し、情報の共有を図るなど、ケースマネジメント機能を担うことも想定される

※ 社会的養護の家庭には、「児相」や市町村「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」等と関わることになる

入所支援利用の場合は、「児童相談所」によって給付決定が行われるため、「障害児相談支援」は介さない

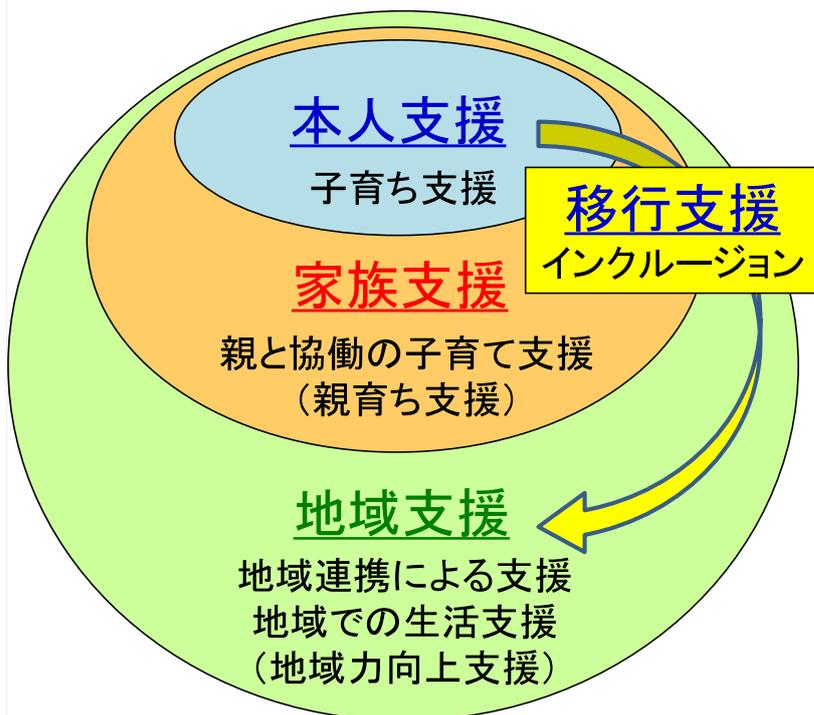
⇒ 措置ではないが社会的養護家庭が多く含まれている。「児相」との連携や「相談支援事業所」や「子ども家庭総合支援拠点」等との連携による地域移行、家族再統合などの視点が必要

## 支援提供の流れ：障害児相談支援事業者と児童発達支援センター等の関係



## 7 支援対象の「違い」

◎発達支援の「3本柱」を必ず個別支援計画に盛り込む



※ 発達支援は、3層構造で  
「子ども本人」  
「家族」(きょうだいを含む)  
「地域」

⇒「本人支援」は、狭義の発達支援であり、『発達の視点』(伸びていく、伸ばしていく支援)、『特性の理解と配慮』(成長・発達のための環境側の合理的配慮の視点)  
⇒的確な「発達評価」「見立てと手立て」に関する専門知識が必要  
⇒「生活」「遊び」「養護」「休息」等

⇒「家族支援」の重要性の強調: 親子関係は子どもの成長・発達のベース

# 8 ガイドラインの「違い」

- ◎児童の特徴として、ガイドラインが策定されている  
「児童発達支援ガイドライン」(H29.7部長通知)  
「放課後等デイサービスガイドライン」(H27.4同通知)

## 児童発達支援指定基準 第26条

「・・・支援が漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の障害児の身体その他の状況及びその環境に応じた適切な支援をしなければならない。・・・適切な支援の提供にあたっては児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい・・・」

## 放課後等デイサービス指定基準

児童発達支援指定基準を準用(放デイガイドラインに置き換えることが明記されている)

- ※ 子ども一般施策では、各種事業運営に関する指針・ガイドラインが策定されている。(例: 保育所保育指針、放課後児童クラブ運営指針など)
  - ※ 児童発達支援ガイドラインでは、基本理念のほか、提供すべき支援内容(発達を促す5領域など)などが規定され、自己評価や利用者満足度調査も義務化され、質の向上の役立てる
- ⇒児発管は、ガイドラインの準拠しつつ、質の向上のための創意工夫を行

## 児童発達支援ガイドラインの構成について(案)

資料2

### 現状

○ 児童発達支援の事業所で行われている支援の方法が多様で、質の観点からも大きな開きがあるのではないか。

### ガイドライン策定の目的

○ 児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定する。

### ガイドラインの構成(案)

#### 【障害児支援の基本理念

#### 児童発達支援の役割】

- ・目的
- ・障害児支援の基本理念
- ・児童発達支援の役割
- ・児童発達支援の原則
- ・子どもの発達

#### 【提供すべき支援の内容】

- ・本人支援  
(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言葉・コミュニケーション、人間関係・社会性)
- ・家族支援
- ・地域支援(連携を含む)
- ・移行支援

#### 【運営の留意事項】

- ・児童発達支援計画の作成及び評価
- ・関係機関との連携
- ・支援の提供体制
- ・支援の質の向上と権利養護

### 支援に活用

- ① アセスメントの際の課題の整理のために活用
- ② 提供すべき支援の内容を踏まえた個別支援計画の作成の際に活用
- ③ 支援の効果の評価の際に活用

### 支援の評価に活用

○ 保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保する。

1

# ○発達支援(本人支援)の内容

## ・5領域の設定:

### (ア)健康・生活

- (a) 健康状態の把握
- (b) 健康の増進
- (c) リハビリテーションの実施
- (d) 基本的な生活スキルの獲得
- (e) 構造化等により生活環境を整える

### (エ)言語・コミュニケーション

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (d) 指差し、身振り、サイン等の活用
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

### (イ)運動・感覚

- (a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c) 身体の移動能力の向上
- (d) 保有する感覚の活用
- (e) 感覚の補助及び代行手段の活用
- (f) 感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応



### (オ)人間関係・社会性

- (a) アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b) 模倣行動の支援
- (c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d) 一人遊びから協同遊びへの支援
- (e) 自己の理解とコントロールのための支援
- (f) 集団への参加への支援

### (ウ)認知・行動

- (a) 視覚、聴覚、触覚等の感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (e) 認知の偏りへの対応
- (f) 行動障害への予防及び対応

【出典:「児童発達支援ガイドライン」を図示】

## ・支援にあたっての配慮事項(合理的配慮)

### 障害種別、特性に応じた必要な配慮の提供

(注:ガイドラインで示した支援内容の項目の記載例です。個別支援計画の見本ではありません。)

## 個別支援計画 (ガイドライン項目の記載例)

参考資料3

子どもの名前 ○○ さん

作成年月日: 29年 2月 21日

○目標	長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
	短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

### ○具体的な目標及び支援計画等

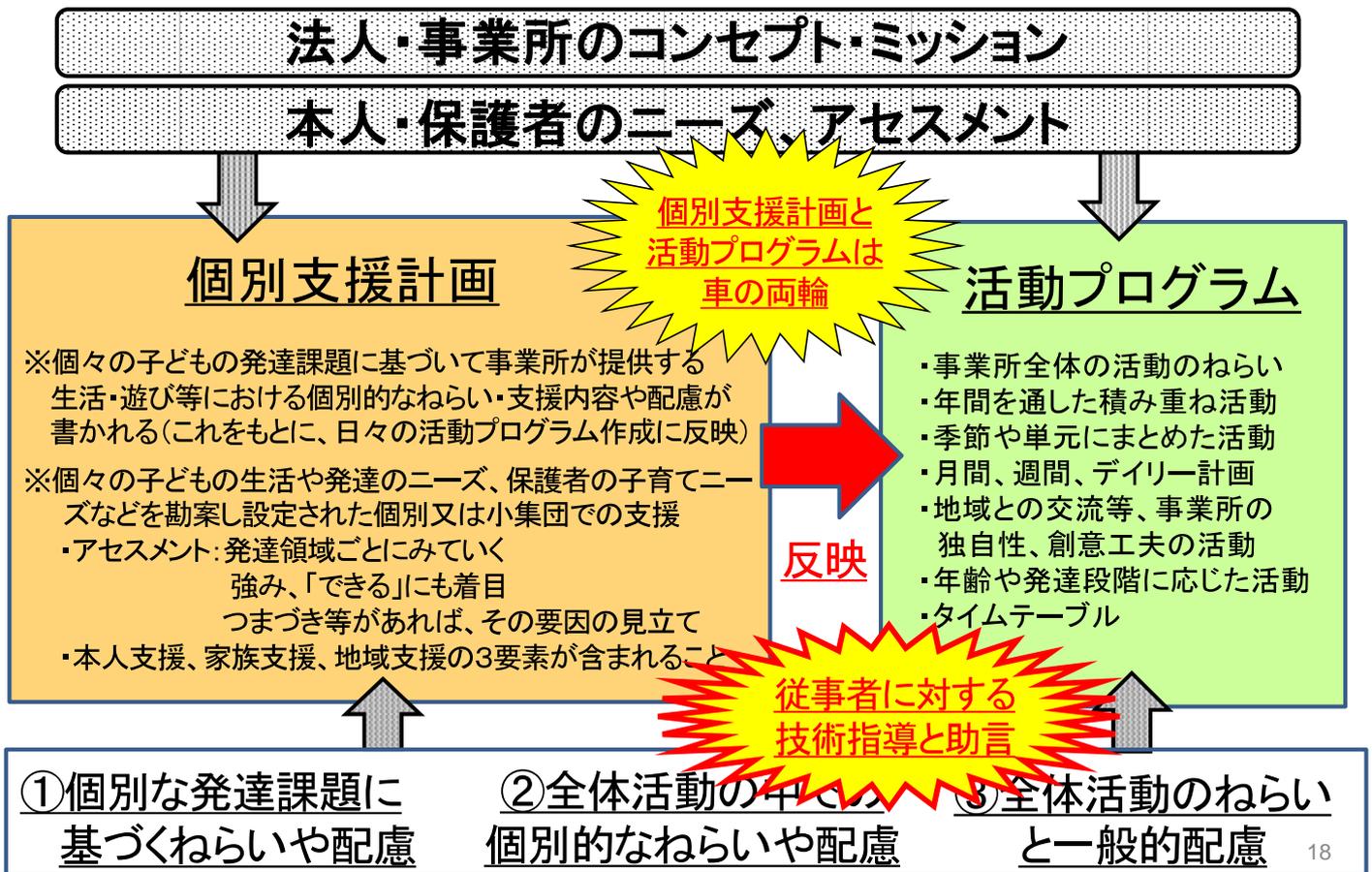
項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb (d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばでサインで伝えていきましょう。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb (b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb (c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ ○○ ○○	2
移行支援	○○さんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、保育所の担当先生	1
家族支援	○○さんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるときに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとへの助言を行います。	家族支援の(イ)(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ○○、お母さん	3

### 事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみの場になることを目指します。

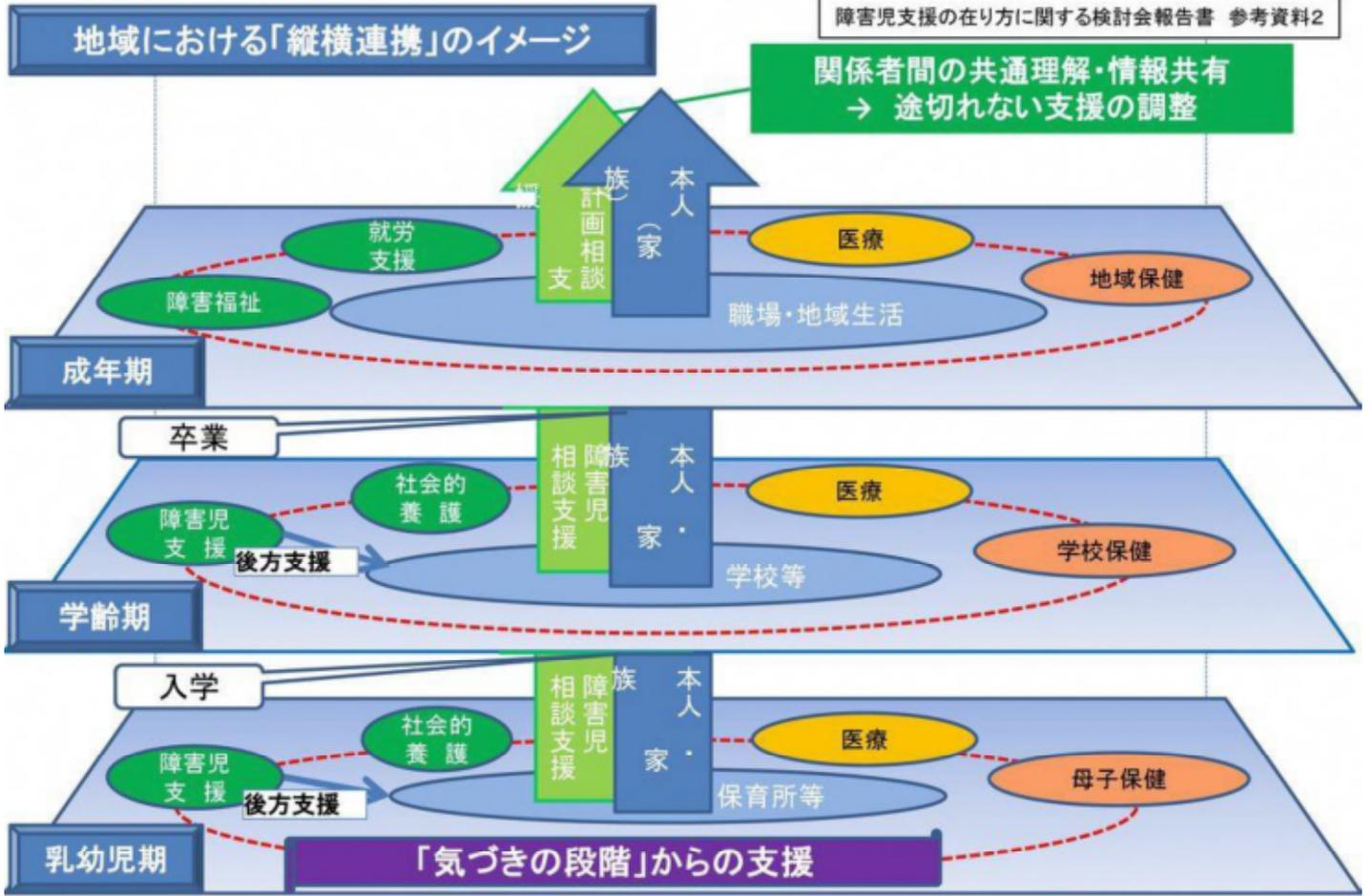
平成 29年 月 日 保護者氏名 印 児童発達支援管理責任者 印

# 「個別支援計画」と「活動プログラム」の関係



## 9 ライフステージの「違い」

- ◎ 児童は、状態像が短期間で変化する
    - ※ 成長・発達の要素、学習的要素も加わる
  - ◎ 「障害児」として障害や特性に着目されることが多いが「子ども」として本来獲得・解決すべき発達課題もある
    - ※ 「愛着形成」、「アイデンティティの確立」(エリクソンの発達段階・課題等)など。インクルージョンの視点も不可欠
  - ◎ 関係機関、所属機関が短期間で変化(移行)し、また、同時期に関わる機関が多い【縦横連携】
    - ※ 保育所・幼稚園、学校との連携、移行時の支援等
- ⇒ 将来(ライフステージ)を見据えて、子どものうちから、本人及び家族並びに地域(学校等)と一貫性を持ってつながっていくことが重要。
- ⇒ 児童の場合、並行利用や複数事業所利用の方も多く、契約者数が定員よりも多くなることも珍しくない＝個別支援計画作成数や連携も多くなる



## 品川区立品川児童学園の事業構造



でも・・・

22

## 児発管とサビ管の願いは「同じ」

「ご本人の幸せ」「みんなの幸せ」

⇒ 子ども期における支援とは・・・

子どもが大人になっていく過程において、  
『今、ここ』で必要なことを、  
子どもが主体となってやれるよう、  
保護者や関係機関、地域と連携しながら、  
事業所のスタッフとともに、支えていくこと

⇒ 児童発達支援管理責任者は、上記内容を適切に  
履行できるよう、「個別支援計画」を核としながら、  
マネジメントする役割です。

23